

平成 28 年度 地産地消等優良活動表彰実施要領

第 1 趣旨

地産地消は、地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売や加工などの取組を通じて農林漁業の 6 次産業化による地域の活性化にもつながるものとして、一層の推進が求められている。また、国産農林水産物・食品の魅力を広く発信することを通じて、消費者の日本の食や農林漁業への理解を促し、国産農林水産物・食品の消費拡大を推進していくことも重要である。

こうした中、全国各地の、それぞれの立地条件を活かした創意工夫のある様々な地産地消及び国産農林水産物・食品の消費拡大の取組・活動に関する成果や持続性等についての分析・評価を行い、優れた取組・活動に対し表彰を行うことにより、更なる取組を促進するため、「地産地消等優良活動表彰」を実施する。

第 2 実施主体

この表彰は、全国地産地消推進協議会及び一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「機構」という。）が実施する。

第 3 表彰部門

表彰は、地域振興部門、交流促進部門及び消費拡大部門について実施する。

第 4 表彰対象者

1 地域振興部門

地域で地産地消に資する取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、地域の団体と連携して次に掲げる地域振興に係る活動・取組のうちいずれか 1 以上を行っている者とする。

ア 学校給食又は事業所（企業等の社員食堂、病院、福祉施設等）での給食等における地域の農林水産物の利用促進

イ 地域の直売所、加工施設、農家レストラン等における地域の農林水産物の利用促進

ウ 量販店等における地域の農林水産物の利用促進（インショップの展開、地域の農林水産物を利用した弁当等の新商品の開発・販売等）

エ 地域の伝統料理や伝統作物、伝統文化を活用

オ 地域の未利用資源の発掘・活用の促進

カ 地産地消を活かした産地づくりや遊休農地の解消

キ 地産地消と環境保全、地域循環システムを結び付けた活動

ク 地域振興に資する地産地消の活動の核となる人材の育成

ケ その他地域の振興につながる地産地消に係る活動・取組

2 交流促進部門

地域で地産地消に資する取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、地域の団体と連携して次に掲げる交流促進に係る活動・取組のうちいずれか 1 以上を行っている者とする。

ア 地産地消と食育、食農教育を結び付けた活動

イ 消費者との交流及びニーズを踏まえた地域の農林水産物の生産、新商品の開発、販売

ウ 都市部等の他地域との交流による地産地消

エ 観光業等他業種との連携による地産地消の活動

オ 体験農業や観光農園、市民農園の推進等による生産者と消費者の交流活

動（啓蒙、体験等）

カ 交流促進に資する地産地消の活動の核となる人材の育成

キ その他消費者と生産者の交流の促進につながる地産地消に係る活動・取組

3 消費拡大部門

国産農林水産物・食品の消費拡大に資する取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、次に掲げる国産農林水産物・食品の消費拡大に係る活動・取組のうちいずれか1以上を行っている者とする。

ア 事業所（企業等の社員食堂、学校・病院・福祉施設等）での給食、食品製造、中食、外食、小売等における国産農林水産物・食品の利用促進

イ 国内の生産者に対する支援活動、生産者と協力した活動

ウ 国産農林水産物・食品の消費拡大につながる普及啓発又は販売促進活動

エ 商流・物流に関するビジネスモデル

オ 国産農林水産物・食品の消費拡大と日本の食文化・郷土料理の保護・継承を結び付けた活動

カ 体験等を通じて、日本の農林漁業への理解を促進する活動

キ 消費拡大に資する人材の育成

ク 生産・製造現場等における課題解決や国産農林水産物の利用・消費につながる研究開発成果や新技術

ケ 環境保全、資源循環に資する取組

コ その他国産農林水産物・食品の消費拡大に係る活動・取組

第5 表彰の応募

1 応募方法

表彰を受けようとする者又は表彰の候補者を推薦しようとする者は、応募用紙（別紙1）に必要事項を記入し、応募期間中に、表彰を受けようとする者が主たる取組・活動を行う区域を管轄する地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）の地産地消担当部署に、郵送、または受付用メールアドレス宛（別紙2）に提出することとする。（メール送信の場合、1通あたり7MB以下とし、添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系のファイル、またはPDFファイルで送信のこと。圧縮ファイルは受信不可。）

2 応募期間

平成28年8月10日（水）から平成28年9月16日（金）まで

3 応募書類の提出

応募書類の提出を受けた地方農政局等は、事務局に平成28年9月23日（金）までに提出することとする。

第6 表彰の審査

1 第7の表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、地産地消や国産農林水産物・食品の消費拡大に関する学識経験や知見等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

2 審査委員会の長は（以下「委員長」という。）は、委員の互選によりこれを定める。

3 審査委員会は、あらかじめ審査基準を定め、書類審査を行い、第7に定める表彰の候補を選定する。

4 その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

第7 表彰の種類

審査基準(案)(別紙3)に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点数は次のとおりとする。

農林水産大臣賞	2点以内
農林水産省関係局長賞	数点
全国地産地消推進協議会会長賞	適宜

第8 表彰された取組の普及

地産地消及び消費拡大の推進に資するため、関係機関と連携し、表彰された取組について、広く普及に努めるものとする。

第9 庶務

表彰に係る庶務は、機構が行うものとする。

第10 その他

その他、この表彰の実施に関し必要な事項は、機構が別に定めるものとする。

<p>活動の形態 (選択した応募部門について該当する項目すべてに○をつける)</p>	<p>1 地域振興部門 地域で地産地消に資する取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、地域の団体と連携して次に掲げる地域振興に係る活動・取組のうちいずれか1以上を行っている者とする。</p> <p>ア 学校給食又は事業所（企業等の社員食堂、病院、福祉施設等）での給食等における地域の農林水産物の利用促進 イ 地域の直売所、加工施設、農家レストラン等における地域の農林水産物の利用促進 ウ 量販店等における地域の農林水産物の利用促進（インショップの展開、地域の農林水産物を利用した弁当等の新商品の開発・販売等） エ 地域の伝統料理や伝統作物、伝統文化を活用 オ 地域の未利用資源の発掘・活用の促進 カ 地産地消を活かした産地づくりや遊休農地の解消 キ 地産地消と環境保全、地域循環システムを結び付けた活動 ク 地域振興に資する地産地消の活動の核となる人材の育成 ケ その他地域の振興につながる地産地消に係る活動・取組</p> <p>2 交流促進部門 地域で地産地消に資する取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、地域の団体と連携して次に掲げる交流促進に係る活動・取組のうちいずれか1以上を行っている者とする。</p> <p>ア 地産地消と食育、食農教育を結び付けた活動 イ 消費者との交流及びニーズを踏まえた地域の農林水産物の生産、新商品の開発、販売 ウ 都市部等の他地域との交流による地産地消 エ 観光業等他業種との連携による地産地消の活動 オ 体験農業や観光農園、市民農園の推進等による生産者と消費者の交流活動（啓蒙、体験等） カ 交流促進に資する地産地消の活動の核となる人材の育成 キ その他消費者と生産者の交流の促進につながる地産地消に係る活動・取組</p> <p>3 消費拡大部門 国産農林水産物・食品の消費拡大に資する取組・活動を行っている団体（企業、法人、任意団体、NPO、協議会等）又は個人であって、次に掲げる国産農林水産物・食品の消費拡大に係る活動・取組のうちいずれか1以上を行っている者とする。</p> <p>ア 事業所（企業等の社員食堂、学校・病院・福祉施設等）での給食、食品製造、中食、外食、小売等における国産農林水産物・食品の利用促進 イ 国内の生産者に対する支援活動、生産者と協力した活動 ウ 国産農林水産物・食品の消費拡大につながる普及啓発又は販売促</p>
--	---

	<p>進活動</p> <p>エ 商流・物流に関するビジネスモデル</p> <p>オ 国産農林水産物・食品の消費拡大と日本の食文化・郷土料理の保護・継承を結び付けた活動</p> <p>カ 体験等を通じて、日本の農林漁業への理解を促進する活動</p> <p>キ 消費拡大に資する人材の育成</p> <p>ク 生産・製造現場等における課題解決や国産農林水産物の利用・消費につながる研究開発成果や新技術</p> <p>ケ 環境保全、資源循環に資する取組</p> <p>コ その他国産農林水産物・食品の消費拡大に係る活動・取組</p>
活動の内容	<p>※活動の内容について箇条書きで記載（詳細は別記すること） (活動の内容)</p>
活動の成果	<p>※活動の成果について箇条書きで記載（詳細は別記すること） (活動の成果)</p>

2. 活動の概要

(1) 活動参加者

生産者 名 消費者 名 その他 () 名

(2) 活動参加者の年代

※応募活動に関わる年代についてすべて○をつける

20代以下 30代 40代 50代 60代 70代以上

(3) 過去5年間の活動実績 (使用する生産物・量・額・規模等)

※ア～ウについて該当するもののみ記載すること

ア 商品等の販売に関する内容 (生鮮品・加工品・惣菜等)

年度	主な農林水産物等の種類	取扱量	取扱額 (千円)	施設の場合の利用人口 (入込客)
事業初年度				
平成23年				
平成24年				
平成25年				
平成26年				
平成27年				

イ 外食・施設給食等の食事提供に関する内容 (飲食店・学校給食等)

年度	主な農林水産物等の種類	取扱量	取扱額 (千円)	施設の場合の利用人口 (提供者数)
事業初年度				
平成23年				
平成24年				
平成25年				
平成26年				
平成27年				

ウ その他 ※記載項目数に応じて本欄をコピーし、() に具体的内容を記入すること

()

年度	主な農林水産物等の種類	取扱量	取扱額 (千円)	利用者・参加者等数字で 把握できるものを記載
事業初年度				
平成23年				
平成24年				
平成25年				
平成26年				
平成27年				

(全体の合計金額) ※ア～ウの全体の合計金額

年度	全体の合計金額(千円)
事業初年度	
平成23年	
平成24年	
平成25年	
平成26年	
平成27年	

- (注) 1. ウ その他は、() 内に応募者の活動が数字で判る内容を記入して下さい
2. 5年以内に活動を開始した場合は、開始年度から記入して下さい

2. 地域の概要

3. 活動の経緯

(1) 活動の動機・背景

(2) 活動の経緯・発展過程

※活動組織の発展過程などを時系列で記載

4. 活動詳細

(1) 活動の理念

※メインテーマ、目標、キャッチコピーなど

(2) 活動の内容

※具体的に記載。活動内容に関する写真データを2枚程度添付

5. 連携する団体との関係

※連携する団体が応募団体の活動にどのように関わっているか記載

6. 活動の成果

※部門別の取組形態及び審査基準項目に沿い、できるだけ定性的・定量的な観点から記載

7. 農林水産業、農林漁業者への影響

※活動の進展の中で生じた、農林漁業者の意識や農林水産業の変化について記載

8. 将来への抱負

9. 活動内容をPRする資料

※活動内容に関連する資料があればコピーを添付（添付資料は3枚以内）

【添付資料】

※この推薦書の提出は必須ではありません

都道府県又は市町村等の推薦書

〇〇都道府県又は〇〇市町村

(応募団体等に関する評価、期待等について、800字以内で記載してください)

【別紙2】

「応募書類の提出先一覧」

応募書類の提出は、郵送、または受付用メールアドレス宛までご送付ください。

※メール送信の場合、1通あたり7MB以下とし、それを超える場合は複数回に分けて送信ください。
 ※添付するデータは、Word、Excel、Powerpoint等のOffice系のファイル、またはPDFファイルで送信ください。Zipファイル等の圧縮ファイルは受信ができませんので、ご注意ください。

ブロック	担当都道府県	応募書類の提出先
北海道	北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 〒064-8518 北海道札幌市中央区南2条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル メールアドレス：chisan-hokkaido@maff.go.jp
東北	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島	東北農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 メールアドレス：chisan-tohoku@maff.go.jp
関東	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、長野、 山梨、静岡	関東農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 メールアドレス：chisan-kanto@maff.go.jp
北陸	新潟、富山、石川、 福井	北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 メールアドレス：chisan-hokuriku@maff.go.jp
東海	愛知、岐阜、三重	東海農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 メールアドレス：chisan-tokai@maff.go.jp
近畿	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、 和歌山	近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 メールアドレス：chisan-kinki@maff.go.jp
中国四国	鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 メールアドレス：chisan-chushi@maff.go.jp
九州	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島	九州農政局 経営・事業支援部 地域食品課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 メールアドレス：chisan-kyushu@maff.go.jp
沖縄	沖縄	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農政課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 メールアドレス：chisan-okinawa@maff.go.jp

【別紙3】

地産地消等優良活動表彰審査基準

審査の基準は、取組形態ごとに審査基準項目を満たしているかの評価を基本とする。各審査基準項目については、審査基準細則に記載されているような取組を行っているかを応募書類より確認するものとする。その上で、取組内容、成果等を踏まえ、総合的な観点から最終的な審査を行うものとする。

1 部門、取組形態、審査基準項目

部門	取組形態	審査基準項目
地域振興部門	<p>ア 学校給食又は事業所（企業等の社員食堂、病院、福祉施設等）での給食等における地域の農林水産物の利用促進</p> <p>イ 地域の直売所、加工施設、農家レストラン等における地域の農林水産物の利用促進</p> <p>ウ 量販店等における地域の農林水産物の利用促進（インショップの展開、地域の農林水産物を利用した弁当等の新商品の開発・販売等）</p> <p>エ 地域の伝統料理や伝統作物、伝統文化を活用</p> <p>オ 地域の未利用資源の発掘・活用の促進</p> <p>カ 地産地消を活かした産地づくりや遊休農地の解消</p> <p>キ 地産地消と環境保全、地域循環システムを結び付けた活動</p> <p>ク 地域振興に資する地産地消の活動の核となる人材の育成</p> <p>ケ その他地域の振興につながる地産地消に係る活動・取組</p>	<p>(共通項目)</p> <p>①活動の持続性</p> <p>②取組の斬新性・独創性・新規性</p> <p>③知的財産の創造、保護、活用</p> <p>④消費者視点</p> <p>⑤自治体等との協力関係の構築</p> <p>(部門別項目)</p> <p>⑥地域の農林水産物の振興への貢献</p> <p>⑦地域の農林水産物の有効利用</p> <p>⑧環境保全、資源循環への寄与</p>
交流促進部門	<p>ア 地産地消と食育、食農教育を結び付けた活動</p> <p>イ 消費者との交流及びニーズを踏まえた地域の農林水産物の生産、新商品の開発、販売</p> <p>ウ 都市部等の他地域との交流による地産地消</p> <p>エ 観光業等他業種との連携による地産地消の活動</p> <p>オ 体験農業や観光農園、市民農園の推進等による生産者と消費者の交流活動（啓蒙、体験等）</p> <p>カ 交流促進に資する地産地消の活動の核となる人材の育成</p> <p>キ その他消費者と生産者の交流の促進につながる地産地消に係る活動・取組</p>	<p>(共通項目)</p> <p>①活動の持続性</p> <p>②取組の斬新性・独創性・新規性</p> <p>③知的財産の創造、保護、活用</p> <p>④消費者視点</p> <p>⑤自治体等との協力関係の構築</p> <p>(部門別項目)</p> <p>⑥顔が見え、話ができる取組</p> <p>⑦地域の農林水産物の理解の促進</p> <p>⑧信頼性向上に関する取組</p>

消費 拡大 部門	ア 事業所（企業等の社員食堂、学校・病院・福祉施設等）での給食、食品製造、中食、外食、小売等における国産農林水産物・食品の利用促進	(共通項目) ①活動の持続性
	イ 国内の生産者に対する支援活動、生産者と協力した活動	②取組の斬新性・独創性・新規性
	ウ 国産農林水産物・食品の消費拡大につながる普及啓発又は販売促進活動	③知的財産の創造、保護、活用
	エ 商流・物流に関するビジネスモデル	④消費者視点
	オ 国産農林水産物・食品の消費拡大と日本の食文化・郷土料理の保護・継承を結び付けた活動	⑤自治体等との協力関係の構築
	カ 体験等を通じて、日本の農林漁業への理解を促進する活動	(部門別項目)
	キ 消費拡大に資する人材の育成	⑥地域の農林水産業の振興への貢献
	ク 生産・製造現場等における課題解決や国産農林水産物の利用・消費につながる研究開発成果や新技術	⑦地域の農林水産物の有効利用
	ケ 環境保全、資源循環に資する取組	⑧環境保全、資源循環への寄与
	コ その他国産農林水産物・食品の消費拡大に係る活動・取組	⑨信頼性向上に関する取組
		⑩伝統文化等の活用
		⑪国産農林水産物の消費拡大やその意識の啓発
	⑫課題解決	
	⑬波及効果	

2 審査基準項目、審査基準細則

(1) 地域振興部門

審査基準項目	審査基準細則
①活動の持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制づくりが行われている。 ・相当期間継続し、評価されている。 ・活動を担う人材を養成している。 ・地場産農林水産物等の生産・加工技術等の伝承・普及のための専門の指導者がいる。(地産地消の仕事人等) ・リピーターが多い。 ・後継者、新規参加者が多い。 ・予算計画が確立されている。
②取組の斬新性・独創性 ・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産農林水産物・食品を活用し、新しい食や農に対するライフスタイルやビジネスの形成に向けた斬新性・独創性・新規性のある取組が行われている。
③知的財産の創造・保護 ・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を取得し、活用している。 ・品種を登録し、活用している。 ・地域商標を取得し、活用している。
④消費者視点	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズが反映された地域の農林水産物の利用が進んでいる。
⑤自治体等との協力関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や他業種等、他団体との協力関係がある。
⑥地域の農林水産業の振興への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産物の生産が増加している。 ・地場産農林水産物・食品の生産加工技術等の伝承・普及が行われている。 ・地域の農林水産業振興に役立つ関連産業が拡大している。 ・農林漁業者の所得の向上や地域の活性化が図られている。 ・消費者、若者等への食農教育に積極的に取り組んでいる。 ・農林水産業の担い手が育成されている。 ・遊休農地の活用に積極的に取り組んでいる。
⑦地域の農林水産物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外品等が有効に利用されている。 ・地域の農林水産物の付加価値が高まっている。
⑧環境保全、資源循環への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送エネルギーや包装資材等を節約するなど、環境負荷の軽減に取り組んでいる。 ・環境保全、地域循環システムが活かされ、資源が十分に利用されている。 ・エコファーマーの認定が行われ、認定者が拡大している。 ・特別栽培・有機栽培等に積極的に取り組んでいる。

(2) 交流促進部門

審査基準項目	審査基準細則
①活動の持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制づくりが行われている。 ・相当期間継続し、評価されている。 ・活動を担う人材を養成している。 ・地場産農林水産物等の生産・加工技術等の伝承・普及のための専門の指導者がいる。(地産地消の仕事人等) ・リピーターが多い。 ・後継者、新規参加者が多い。 ・予算計画が確立されている。
②取組の斬新性・独創性 ・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産農林水産物・食品を活用し、新しい食や農に対するライフスタイルやビジネスの形成に向けた斬新性・独創性・新規性のある取組が行われている。
③知的財産の創造・保護 ・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を取得し、活用している。 ・品種を登録し、活用している。 ・地域商標を取得し、活用している。
④消費者視点	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズが反映された地域の農林水産物の利用が進んでいる。
⑤自治体等との協力関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や他業種等、他団体との協力関係がある。
⑥顔が見え、話ができる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が生産者や産地の情報を取得できている。 ・生産者が消費者の状態やニーズを把握できている。 ・直接会話ができている。
⑦地域の農林水産物の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・旬が理解されている。 ・生産方法が理解されている。 ・品質が理解されている。 ・調理方法が理解されている。 ・伝統料理や伝統作物、伝統文化を活用した取組が行われている。
⑧信頼性向上に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に地域の農林水産物の安全性や安心感を伝えるなど、信頼性向上の取組や情報発信が行われている。

(3) 消費拡大部門

審査基準項目	審査基準細則
①活動の持続性	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営体制づくりが行われている。 ・相当期間継続し、評価されている。 ・活動を担う人材を養成している。 ・国産農林水産物等の生産・加工技術等の伝承・普及のための専門の指導者がいる。(地産地消の仕事人等) ・リピーターが多い。 ・後継者、新規参加者が多い。 ・予算計画が確立されている。
②取組の斬新性・独創性 ・新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・国産農林水産物・食品を活用し、新しい食や農に対するライフスタイルやビジネスの形成に向けた斬新性・独創性・新規性のある取組が行われている。
③知的財産の創造・保護 ・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・特許を取得し、活用している。 ・品種を登録し、活用している。 ・地域商標を取得し、活用している。
④消費者視点	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズが反映された地域の農林水産物の利用が進んでいる。
⑤自治体等との協力関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や他業種等、他団体との協力関係がある。
⑥地域の農林水産業の振興への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産物の生産が増加している。 ・国産農林水産物・食品の生産・加工技術等の伝承・普及が行われている。 ・地域の農林水産業振興に役立つ関連産業が拡大している。 ・農林漁業者の所得の向上や地域の活性化が図られている。 ・消費者、若者等への食農教育に積極的に取り組んでいる。 ・農林水産業の担い手が育成されている。 ・遊休農地の活用に積極的に取り組んでいる。
⑦地域の農林水産物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外品等が有効に利用されている。 ・地域の農林水産物の付加価値が高まっている。
⑧環境保全、資源循環への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送エネルギーや包装資材等を節約するなど、環境負荷の軽減に取り組んでいる。 ・環境保全、地域循環システムが活かされ、資源が十分に利用されている。 ・特別栽培・有機栽培・エコファーマー等に積極的に取り組んでいる。
⑨信頼性向上に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に地域の農林水産物の安全性や安心感を伝えるなどの信頼性向上の取組や情報発信が行われている。
⑩伝統文化等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統料理や伝統作物、伝統文化を活用した取組が行われている。
⑪国産農林水産物の消費拡大や意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・国産農林水産物の利用量が増加している。 ・消費者に国産農林水産物・食品の魅力を訴求している。
⑫課題解決	<ul style="list-style-type: none"> ・国産農林水産物の利用に当たっての課題や地域特有の課題の解決に取り組んでいる。 ・生産・製造現場における課題解決のための研究開発に取り組んでいる。
⑬波及効果	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな雇用を創出している。

